君津市立周南小学校いじめ防止基本方針

はじめに

周南小学校は、安全・安心で信頼される学校を中核に据え、教育目標に「やる気！思いやり！ 元気！のある児童の育成」を掲げ、日々教育活動を行っている。

この周南小学校が目指す学校像を現実のものとするためには、全校児童が心身ともに安心して学校生活を送り、一人一人が掲げる目標を達成できるよう、教職員が児童とともに人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりをすることが必要不可欠である。しかし、いじめは、いつでも、どこでも、どの児童にでも起こり得るものであり、どの児童も被害者と加害者の両方になり得るという危険性をもはらんでいる。こうした事実をふまえて、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは、どの子でも、どの学校でも起こり得る」ことを念頭に、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの早急な対処措置」について、周南小学校全職員が共通理解を図り、組織的に対応していく必要がある。

そのため、ここに日常の指導体制を構築し、いじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、「君津市立周南小学校いじめ防止基本方針」を定める。

１ いじめの定義

（１）いじめ防止対策推進法について

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが重要である。これまでも全国の学校において様々な取組が行われてきたが、未だ、いじめを背景として、多くの児童の生命や心身に重大な危険が生じる事案が全国で発生している。

そこで、社会総がかりでいじめ問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備するため、平成２５年６月に「いじめ防止対策推進法」が成立した。

（２）いじめの定義

いじめ防止対策推進法第２条では、「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

○具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、本人の許可なく個人情報等を載せられたり、誹謗・中傷や嫌なことをされたりする等

なお、上記の「いじめ」には、犯罪行為として取り扱われるべきものがあり、それらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 基本理念

（1）いじめの禁止

いじめの防止等の対策は、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する。加えて、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。さらに、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（2）いじめの防止に関する基本方針

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目標に行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童が十分理解できるようにする。

いじめは、どの児童にも、いつでも、どの学校でも起こりうることを踏まえた上で、いじめの未然防止の観点を持ち、いじめを生まない土壌作りに向け、学校・家庭・地域が一体となった取組を行う。

（3）学校・教職員の責務

周南小学校では、目指す学校像である「安全・安心で信頼される学校」の実現にむけ、いじめ防止の基本方針にのっとり、児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。また、思いやりの心を育て、生命や人権を大切にする道徳教育や心の教育を充実させることで豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め合い、お互いの人格を尊重し合える態度など、仲良く、思いやりのある児童の育成を目指していく。そのために、教職員は、「授業づくり」「学級づくり」の充実により、規律・学力・自己有用感の充実に努める。また、教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修、カウンセリング能力の向上のための研修など、資質の向上に必要な研修を計画的に実施する。

3 いじめの防止等の対策のための施策

（1）いじめ防止対策のための組織

（※いじめ防止対策推進法第２２条により、次の組織を設定する。）

ア．組織の名称

周南小学校いじめ対策委員会

イ．役　割

○いじめに関する情報の収集及び共有
○いじめ事実の確認
○対策案を練る
○該当児童への指導・被害児童へのケア
○該当保護者への対応
○学級への指導体制強化、支援
○外部組織への協力要請、又は警察通報
○いじめ防止及び早期発見
○アンケート調査実施と結果分析・評価※ＰＤＣＡサイクルの活用

ウ．組織の構成
内部：○校長・教頭・教務正副・生徒指導主副・特支ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ
（生徒指導部会）
※必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家の派遣を要請する。
外部：学校評議員（５名）
エ．活動内容
組織の役割に加え、「居場所づくり」「絆づくり」「自己肯定感」「自己有用感」の高揚に関わる内容に取り組む
オ．開催回数
内部：定例 - 毎月最終月曜日(緊急時は状況による)
外部：年間３回を予定(緊急時は状況により招集)

（２）いじめの未然防止
※未然防止の基本：児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
ア．未然防止に資する取組
○人権教育を推進し、日頃よりいじめを許さない学級づくり、集団づくりに努める。(学級経営の充実)
○わかる授業の推進
○ＳＯＳの出し方に関する教育の実施
○自己有用感や自己肯定感を育成することに努める。
○保護者との連携を図る。
イ．いじめ防止啓発活動
○全校集会・児童集会の活用
○「周南っ子の約束」の活用
○人権集会の実施
ウ．インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
○児童及びその保護者が、インターネット等を通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、学年に応じて情報モラル教室など必要な啓発活動を行う。
○ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダ等に対して速やかに削除を求めるなど必要な措置をとる。児童に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに君津警察署に通報し、適切に援助を求める。
○早期発見の観点から、教育委員会と連携し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
○限られたネットワークの中での仲間はずれ、誹謗中傷など、発見が困難なものも多い。ネットワークを利用したいじめの早期発見に努めるとともに、どのような機器のどのような機能が悪用されるか、最新の情報の入手に努める。また、入手した情報を教員間で共通理解する。
○ネットワーク機器の扱いについては、その他の重大なトラブルに関わる場合も想定されるため、適切な使用方法について、児童及び保護者に対しても啓発を行う。

（３）いじめの早期発見
ア．定期的調査
○日常活動：いじめ相談ポストの設置(毎日教頭が確認)
教育相談
○教育相談週間（「ふれあいタイム」）の実施
（６月・１０月・臨時)＊生徒指導主任より提案
イ．相談体制と相談窓口
○各担任による教育相談活動の実施

○スクールカウンセラーによる教育相談の実施
○養護教諭による教育相談活動の実施
○学期一回いじめ等に関するアンケートの実施

ウ．教職員の資質の向上
○生徒指導・学級づくりに関わる研修会の実施
○その他

エ．インターネットいじめ対策
○いじめ相談ポストで対応

4 いじめを認知した場合の対応

（1）報告連絡
○いじめとみられる行為を認めたときは、当該教職員がいじめ対策委員会に報告し、速やかにいじめられた児童、知らせた児童、関係児童・集団の話を聞けるような体制をとる。

（2）事実確認と報告
○児童もしくは児童の保護者等からいじめに係る相談を受けた場合、速やかにいじめの事実の有無の確認を行い、いじめの事実があると思われるときは、結果を教育委員会に報告する。

（3）いじめ被害者・加害者及び保護者対応
○学校は、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、複数の教職員によって、いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
○いじめに係る支援又は指導もしくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者との間で争いが起きることがないよう、家庭訪問や学校で話し合いの場を設けるなどをして、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するなどの措置を講じ、事態の収拾を図る。

（4）傍観者指導
○傍観することは、いじめを行ったことに等しいことを指導するとともに、何でも話せる場としての学級づくりに努める。

（5）解消の判断
○いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。少なくとも以下の要件が満たされたときに、「解消」と判断する。
・被害児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも３か月継続していること。（ただし、その後も引き続き、被害・加害児童の様子を含め、状況を注視していく。）
・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。それに関しては、被害児童本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを、面談等により確認する。
※学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。「周南小学校いじめ対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続する。

5 重大事態への対処

（1）重大事態の基準
いじめ防止対策推進法第２８条で、次の場合を重大事態として、学校の設置者又はその設置する学校は、その事態に対処に速やかに事実関係を明確に

するための調査を行うものと規定されている。

ア．いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。想定されるケースは以下の通り。
・児童が自殺を企図した場合
・身体に重大な障害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合など

イ．いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず、迅速に調査に着手する。

（２）発生の調査報告

ア．重大事態発生時の初動対応

○いじめの重大事態の疑いが生じた時点で、「周南小学校いじめ対策委員会」を迅速に開き、第一に被害児童の安全確保とケアを実施する。本委員会において情報を整理し、当該の事案が重大事態にあたるか否か判断する。判断に迷う場合は、教育委員会に連絡し、協議の上判断する。

○重大事態発生と判断したら、ただちに、君津市教育委員会を通して、君津市長へ事態発生について報告する。その後、君津市教育委員会の「いじめ防止基本方針」に従い、調査措置を行う。

イ．事実関係を明確化するための調査と報告

○いじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

○客観的な事実関係を速やかに調査する。

（いじめられた児童から聴き取りが可能な場合）

○いじめられた児童から十分に聴きとるとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査などを行う。この際、いじめられた児童、情報提供してくれた児童を最優先に守るように配慮する。

（いじめられた児童から聴き取りが不可能な場合）

○当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査を協議し、調査に着手する。

○質問紙調査により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があるため、調査に先立ち、そのことを調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

○いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

ウ．保護者への情報提供

○いじめを受けた児童や、その保護者に対して調査等で明らかになった事実関係について説明する。また、学年もしくは、学校全体の保護者に説明が必要だと判断した場合は、当事者の同意を得たうえで関係者の個人情報に十分配慮し、緊急の保護者会等を開催する。

（３）調査結果を踏まえた必要な措置

ア．関係機関との連携

○当該重大事態が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署・児童相談所、市関係機関と連携してこれに対処し、適切に援助を求める。

イ．再発防止

○いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をと

る。事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

○いじめた児童の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

○いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。心理的な孤立感・疎外感を与えないよう配慮し、必要に応じて、特別な指導計画による指導を行う。

○いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

6 周南小学校いじめ防止基本方針の公表・点検・評価

（1）公　表

○周南小学校いじめ防止基本方針を保護者・地域住民に公開することで、地域住民も巻き込んで、地域ぐるみの防止対策を効果的に推進する。

○周南地区青少年を健全に育成する会・青少年健全育成協議会等の関係団体と連携し、いじめ防止対策に努める。

（2）学校評価等

○児童の実態や保護者のニーズを把握するため、学校評価(外部評価）の項目に、いじめ防止基本方針にかかわる評価項目を加える。

（3）基本方針の見直し

○児童の実態や外部評価(学校評議員を含む)を参考にする中でＰＤＣＡサイクルに従って、見直しを図る。